

景観計画改定について

1. 景観計画の改定の方針（案）

熊本城の眺望など、これまで先人が守り育ててきた景観を未来に引き継ぎながら、良好な都市景観を創り育むために改定を行う。

具体的には、①策定時（H22）と現状の都市景観の変化の比較検証とめざす将来像を共有し ②現行計画策定後の本市関連施策との整合を図る

2. 景観計画の改定体制（案）

○改定にあたっては、各分野の専門的で幅広い意見を聴取し、集中的に議論するため、景観計画改定に特化した委員会を設置し、改定案を作成する。

○市議会や経済界等からの参画を含め、委員会の設置のために、**所定の景観審議会条例の改正を行う。**

【景観審議会】

熊本市景観条例及び熊本市屋外広告物条例によりその意見を聴くこととされている事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、その結果を答申し、及び議を経ることとされている事項について、議決を行う

【景観審議会構成 15名】

学識 7名 公募委員 2名 建設団体 2名
造園団体 1名 広告団体 1名 行政機関 1名
経済団体 1名

連携 ← 補完

【景観計画改定のための専門の委員会】

景観計画の改定に特化し、専門的・集中的に議論を行う

【改定専門の委員会構成（案） 7名程度】

学識 3名 議会 1名
経済団体 1名 環境関連団体 1名 他

3. 景観計画の改定のポイント（案）

○多核連携都市、緑の基本計画等との整合

○景観変化の比較検証と将来像設定

- ・駅前再整備や桜町地区完成
- ・まちなか再生プロジェクト・まちなかウォカブル
- ・経年変化

○視点場の検証

○近年、策定された景観関係施策の反映

- ・屋外広告物ガイドライン、公共サインガイドライン、光のマスタープラン、歴史まちづくりなど



光のマスタープラン



公共サインガイドラインによる整備例
熊本駅周辺等

4. スケジュール（案）

議会、景観審議会・専門委員会、パブリックコメントなど広く意見を伺いながら、来年秋頃の改定を目指します。

令和4年度			令和5年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～10月
景観審議会	景観審議会	景観審議会	景観審議会	景観審議会
景観計画改定 専門委員会				
調査	アンケート実施・骨子案作成	素案作成	パブリックコメント	改定
景観審議会条例 改正案上程	条例公布	骨子案説明	素案説明	結果報告

景観計画の一部改正（太陽光発電施設）パブリックコメント結果について

景観計画一部改正の内容：熊本市景観計画に定める景観形成基準に太陽光発電施設に関する基準を追加するもの。

景観審議会・都市計画審議会にて報告を行い、周知期間を経て10月1日から施行予定。

【実施期間】4月28日～5月27日 【意見数】5人から5件の意見があった

主な意見	対応案
定性的な基準が多いので、設置者が事前に明確に基準が分かるよう定量的な表現を検討した方がいい。	設置者が事前に基準が分かるように、ガイドライン等のできるかぎり定量化に努めたい。
「周辺からできるだけ見えないように措置を施すことに努める」について、営農型架台の太陽光発電施設については、農作物の生育や農作業の作業高さの確保は必要となるため、過度な規制・要求にならないよう配慮して欲しい。	太陽光発電施設や付帯する機能等を満たすことを前提に、周辺景観に配慮した措置を施すよう求めている。

【太陽光発電施設 景観形成基準例】



屋外広告物条例改正について（短期間のイベントにおける広告物の規制緩和）

改正の目的

○良好な景観形成、公衆に対する危害防止が可能な短期間のイベントにおける屋外広告物規制を緩和し、まちの賑わいや魅力創出を後押しする。

現状

- 屋外広告物法は、良好な景観形成と公衆に対する危害防止等を目的として制定されており、本市屋外広告物条例では、これに基づき地域規制や広告種類ごとに、高さの制限、掲示面積等の基準を定め、図面等で事前に審査し許可を行っている。
- 現在はイベント時の仮設広告やプロジェクションマッピング等も許可の対象であるが、これらは短期間の表示であり、かつ簡易な広告物が多いため、通常の許可手続きや許可基準をあてはめる必要性は乏しい。

改正の方向性

○そこで、短期間の表示や公益団体等が主催するイベント等については、景観形成上支障がないことや安全管理体制等を事前協議書で確認することで掲示可能とするもの。なお、他都市（東京都、横浜市）では、短期間のイベントで一定要件を満たす屋外広告物の規制を緩和している。

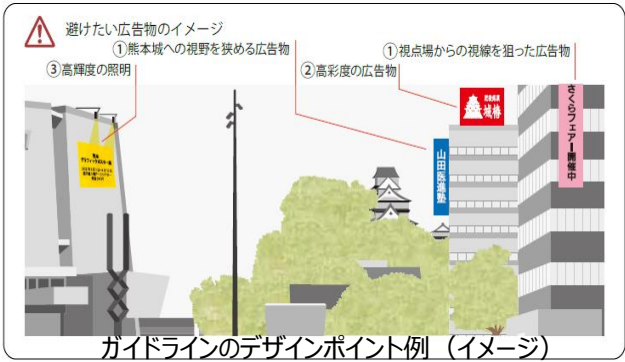
令和4年度									
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会改正方針報告 ●			議会素案報告 ●			議会上程 ●			
●	●		●	パブコメ			可決後すみやかに施行		

屋外広告物ガイドラインパブリックコメント結果について

※屋外広告物ガイドライン：良好な景観形成推進のため、屋外広告物に関する地域ごとの色や配置などのデザインのポイントや、安全面等の配慮すべき事項をまとめたもの

【実施期間】4月28日～5月27日 【意見数】6人から17件の意見。別に広告事業6社にヒアリングも実施

主な意見	対応案
ガイドラインの景観誘導を実現するための手段の説明が市民には理解が困難ではないか	市民にもわかりやすいよう説明等を工夫したい。
協働の景観づくりでは、市内各所の異なる地区で機能するようさまざまな誘導手法を用意したほうがいい	各地区に適した誘導手法を選定し、有効に機能するよう対応策を検討する。
市民の景観意識を向上させるための施策が大切	市民の景観意識向上に向け、ガイドラインの周知方法の工夫することや、学校向けの景観教育も実施し、市民意識向上施策を実施していく。



R4年度都市景観大賞の受賞について（白川「緑の区間」における地域活動）

○白川夜市等をはじめとする、「白川「緑の区間」における水辺の賑わいを創出するための地域活動（白川「緑の区間」利活用推進協議会）」が、R4年度都市景観大賞「景観まちづくり活動・教育部門」の大賞（国土交通大臣賞）を受賞しました（R4年6月15日授賞式）。

○夏開催予定の白川夜市に合わせ、対岸等を光で演出する夜間景観実証実験（ライトスケープ・キャラバン）を実施予定。

令和4年度 都市景観大賞（国土交通大臣賞）「景観まちづくり活動・教育部門」

- 【活動名】：白川「緑の区間」における水辺の賑わいを創出するための地域活動
- 【団体名】：白川「緑の区間」利活用推進協議会（事務局：中央区まちづくりセンター）
- 【メンバー】：地元自治会、地域団体（Shirakawa Banks）、商工関係者、行政（国交省及び熊本市）等



水辺の賑わい創出、魅力あるまちづくり及び新たな産業の創出